

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	富岡線2号作業停止の復旧操作において、同期投入確認装置に不良(正常に動作しない)が認められたため、当該装置を点検。	D	
2	1号機	原子炉建屋給気過熱コイル出口部配管において、配管の腐食により水のにじみが認められたため、当該配管を補修。	D	
3	1号機	富岡線1号及び2号作業停止において、基幹給表示(テレメータ)が不良(LS-1開放時LS-R1開放と逆表示)が認められたため、当該基幹給表示を点検。	D	
4	2号機	プロセス放射線モニタ記録計において、残留熱除去冷却系(A)冷却水モニタ用記録ペンの不良(サーボモータ空転)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
5	2号機	主蒸気隔離弁(F004A,B)の工業用カメラ画面に映像不良(焼付け事象)が認められたため、当該カメラを点検。	D	
6	2号機	前回の中間停止時に実施した、安全保護系設定値確認検査(その3)の検査要領書及び検査成績書において、表紙に設備名の記載漏れが認められたため、当該要領書及び成績書を訂正。	C	
7	2号機	燃料取扱装置点検手入立会検査の社内検査において、検査要領書に誤記(確認事項の記載漏れ)が認められたため検査を中断し、誤記を訂正後、検査を再開。	D	
8	2号機	主蒸気逃がし安全弁の機能試験(漏えい試験)において、2弁(AO-F001H, AO-F001R)の漏えい量に判定値外れが認められたため、当該弁を点検。	D	
9	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(#18気筒)のインジケータコック(内圧測定計器取付部品)ねじ部にヒビが認められたため、当該インジケータコックを取替。	D	
10	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機給・排気弁弁棒点検において、給気弁4本及び排気弁2本の弁棒シート部に指示模様が認められたため、当該弁を交換。	D	
11	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気弁ボディ点検において、冷却水通路に腐食(2本)が認められたため、当該弁を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	残留熱除去機器冷却系調圧タンク(B) 高压室素ガス入口弁閉操作において、電磁弁の動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検。	D	
13	4号機	非常用ディーゼル発電機(B) 給気ファン(B) 電動機負荷側回転子軸に摩耗が認められたため、対応検討。(軸受けとの嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	・H20年11月13日 再審議にてグレード変更「D 対象外」

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電 話 0240-25-1353